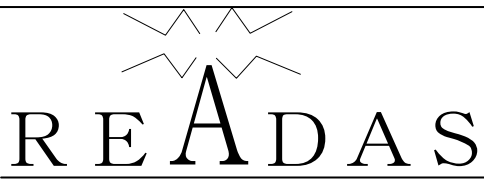


第 5538 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 8月25日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 選択自由の永年勤続者表彰記念品

Q：当社では、永年勤続者に対して表彰することを検討していますが、記念品は一定の金額の範囲内で自由に選択したものを支給しようと思っています。この場合、税務上何か問題がありますか？

A：給与課税の対象になります。

【解説】

永年勤続者の表彰のための記念品は、その支給が社会一般的に行われていることでもあり、また、その記念品は、通常、①市場への売却性、換金性がなく、②選択性も乏しく、③その金額も多額となるものでないこと等から、現金による手当とは異なり、強いて課税しないこととしています。

しかし、同様の趣旨から、現物に代えて支給する金銭については、たとえ永年勤続者に対するものであっても非課税と取り扱うことはしないこととなっています。

お尋ねの場合、自由に記念品とする品物を選択できるということですから、それは使用者から支給された金銭でその品物を購入した場合と同様の効果をもたらすものと認められます。したがって、この場合は、記念品の金額の多少にかかわらず、その品物の価額を給与等として課税されることとなります。

